

大通達甲（警務）第1号
平成18年2月28日

簿冊名	例	規
保存期間	常	用

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警務部長

大分県警察における処務に関する訓令の一部改正について（依命通達）

このたび、大分県警察における処務に関する訓令（昭和46年大分県警察本部訓令第12号。以下「処務訓令」という。）の一部が改正され、平成18年3月1日から施行されることとなりました。その改正の趣旨及び要点は下記のとおりですので、運用に適正を期してください。

記

1 改正の趣旨

職員の私事旅行については、警察職務の特殊性から、居住する市町村外に5時間以上行う場合にその届出が義務付けられているが、近年における通信手段や道路網の飛躍的な向上、生活様式の多様化等にかんがみ、届出要件の見直しが行われた。これは、職員の私生活の充実による勤務意欲の向上を図り、もって活力あふれる職場環境を醸成することを目的とするものである。

2 改正の要点

私事旅行の届出（改正後の処務訓令第20条第1項）

改正後の処務訓令第20条第1項の「招集命令受領後速やかに応招することができない地域」とは、招集命令受領から1時間以内に勤務部署に出頭することができない地域をいい、招集命令受領から1時間以内に勤務部署に出頭することができる地域への私事旅行については、大分県内外を問わず、宿泊を伴うものでない限り届出が不要とされた。

3 運用上の留意点

(1) 連絡体制の確保

今回の改正は、職員の連絡体制が万全であることが前提であり、私事旅行中に連絡がつかない、又は招集命令に応じられないということがないよう職員に対して指導を徹底すること。

(2) 突発重大事案等への的確な対応

警察職務の特殊性を踏まえ、突発重大事案等に的確に対処できるよう所属内において私事旅行に係る事前の連絡調整を行うなど、所要の措置を講じておくこと。

（警務課企画係）